

福島県入札制度等監視委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福島県入札制度等監視委員会規則（平成19年福島県規則第29号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の招集通知）

第2条 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事を委員に通知するものとする。

（部会）

第3条 委員会は、規則第8条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 再苦情調査部会 入札及び契約に係る苦情に関する事項

二 談合等調査部会 入札及び契約に係る談合その他不正行為に関する事項

2 委員長は、規則第8条第2項から第4項までの規定に基づき、6人以内の部会に属すべき委員及び部会長を指名する。

【第3条第1項及び第2項関係】

部会は常置するものとし、その構成員もあらかじめ委員長が指名しておくこととした方がよいのではないか。

3 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員長」は「部会長」と、「委員会」は「部会」と読み替えるものとする。

4 第6条第1項第1号イ、第7条第2号及び第4号に規定する調査審議に係る部会の議決は、規則第8条第9項の規定に基づき委員会の議決とする。

（入札及び契約の適正化に関する重要事項の調査審議の方法）

第4条 委員会は、入札及び契約の適正化に関する重要事項を調査審議する場合においては、原則として、事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局から説明を受け、調査審議を行うものとする。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議の方法）

第5条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 予定価格が250万円以下のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。
- 二 前号の調査審議の資料となる入札方式別発注工事一覧表に記載の工事のうち、第8条の規定により抽出された事案に関する一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札に係る指名の理由等及び随意契約の理由等について、抽出事案説明書（様式第4号、第5号又は第6号）その他委員会が指示する資料により県の機関から説明を受け、調査審議を行う。

【第5条第1項第1号及び第2号関係】

- ・ 公共工事における入札制度改革を先行して行っていること
- ・ 業務委託、物品購入等を含めると件数が膨大になること から、
当分の間、予定価格が250万円を超える建設工事における入札及び契約の状況を対象とするのがよいのではないか。

- 三 入札参加資格制限等の運用状況について、入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表（様式第7号）により事務局から報告を受け、調査審議を行う。
- 2 前項各号に規定する調査審議に係る対象期間については、委員会がその都度定めるものとする。

【第5条第2項関係】

4月からの新たな入札制度における入札及び契約の状況を適宜監視するため、対象期間は、その都度委員会が定めることとした方がよいのではないか。（従前の対象期間は4か月間）

（入札及び契約に係る苦情に関する事項の調査審議の方法）

第6条 委員会は、入札及び契約に係る苦情に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 再苦情の申立てに係る調査審議（第2号に規定するものを除く。）

ア 福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領（以下「再苦情処理要領」という。）第5条又は入札参加資格制限措置に係る苦情処理手續要領（以下「資

格制限苦情処理要領」) 第9条の規定により、委員会に再苦情の審議の依頼があった場合には、委員長は速やかに再苦情調査部会(以下この条において「部会」という。)の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。

イ アの規定により招集された部会は、再苦情処理要領第4条に規定する再苦情申立書又は資格制限苦情処理要領第8条第1項に規定する入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書その他部会が指示する資料により、再苦情の申立者及び県の機関から説明を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

ウ イに規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。

【第6条第1号アからウ関係】

部会の設置目的を踏まえると、部会で調査審議することを原則とした方がよいのではないか。

エ アからウまでの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めたときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、イ中「部会」とあるのは「委員会」と、ウ中「部会長」とあるのは、「委員長」と、「委員長及び知事」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

オ ウの規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認めた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。

カ オの規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

キ カに規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

二 再苦情の申立てに係る調査審議(再苦情処理要領第7条第1項又は資格制限苦情処理要領第11条第1項の規定により却下された事案に係るもの)

ア 委員会は、再苦情処理要領第7条第2項又は資格制限苦情処理要領第11条第2項に規定する却下事案報告書により県の機関から報告を受け、却下が適切だったか等について調査審議する。

イ アの規定による調査審議の結果、却下が不適切だったと判断したときは、委員

長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

(入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法)

第7条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 福島県談合情報処理要領第2の3又は第3の1の(4) (第3の2の(1)及び(2)の規定により準用する場合を含む。)の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに談合等調査部会(以下この条において「部会」という。)の部会長に部会の招集を求め、部会長は速やかに部会を招集するものとする。
- 二 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査に値するものかを調査審議する。
- 三 前号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値しないと決定した場合には、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。
- 四 第2号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 五 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。

【第7条第1号から第5号関係】

部会の設置目的を踏まえると、部会で調査審議することを原則とした方がよいのではないか。

- 六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が委員会で調査審議することが適当であると認めるときは、委員長は速やかに委員会を招集するものとする。この場合において、第2号から第4号中「部会」とあるのは「委員会」と、第3号及び第5号中「部会長」とあるのは、「委員長」と、第5号中「委員長及び知事」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。
- 七 第5号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認められた場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求め、委員長は速やかに委員会を招集する。

八 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。

九 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

(審議対象事案の抽出)

第8条 委員会は、第5条第1項第2号に規定する調査審議に係る事案抽出に関するテーマを決定するとともに、委員長は抽出を行う2人の委員を指名するものとする。(以下指名された2人の委員を「抽出チーム」という。)

【第8条第1項関係】

機動性等を考えると抽出チームの構成員は2人が適当ではないか。

2 抽出チームは、事務局が作成したテーマに関する資料から、抽出事案説明書を作成させる事案を20件程度抽出するものとする

3 抽出チームは前項の規定により抽出した事案に係る抽出事案説明書を書面審査し、委員会で調査審議する事案を5件程度抽出する。

(会議の公開)

第9条 委員会及び部会の会議の公開等に関する取扱いについては、別に委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月 日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に県の機関が発注した建設工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議における県発注工事の入札結果集計表、入札方式別発注工事総括表及び入札方式別発注工事一覧表については、第5条第1項第1号の規定にかかわらず県発注工事の入札結果集計表(附則様式第1号)入札方式別発注工事総括表(附則様式第2号)及び入札方式別発注工事一覧表(附則様式第3号)を使用するものとする。

3 平成19年3月31日以前に県の機関が発注した建設工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議については、第5条第1項各号に掲げるもののほか、談合情報への対応状況(平成19年3月31日以前に県の機関が入札公告又は指名通知を行ったが契約に至らなかった建設工事に係るものを含む。)について、談合情報への対応状況(附則様式第4号)により県の機関から報告を受け、調査審議を行うものとする。

様式第1号

県発注工事の入札結果集計表

(対象工事:250万円超)

今回: 年 月 ~ 月 契約分

前回: 年 月 ~ 月 契約分

部局	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
知事直轄					
総務部					
企画調整部					
生活環境部					
保健福祉部					
商工労働部					
農林水産部					
土木部					
出納局					
企業局					
病院局					
教育委員会					
公安委員会					
総計					

入札方法	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般競争入札					
条件付一般競争入札					
指名競争入札					
随意契約					
総計					

金額	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
5百万円未満					
1千万円未満					
3千万円未満					
5千万円未満					
1億円未満					
2億円未満					
3億円未満					
5億円未満					
15億円未満					
W TO案件未満					
W TO案件					
総計					

工種	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般土木工事					
舗装工事					
建築一式工事					
電気設備工事					
暖冷房衛生設備工事					
鋼橋上部工事					
PC橋上部工事					
しゅんせつ工事					
塗装工事					
法面処理工事					
上下水道工事					
清掃施設工事					
消雪工事					
機械設備工事					
通信設備工事					
造園工事					
さく井工事					
グラウト工事					
総計					

方部	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
県北					
県中					
県南					
会津若松					
喜多方					
南会津					
相双					
いわき					
総計					

工種・ランク		件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般土木	A					
	B					
	C					
	D					
舗装	A					
	B					
	C					
建築一式	A					
	B					
	C					
	D					
電気設備	A					
	B					
	C					
暖冷房衛生 設備	A					
	B					
	C					
鋼橋上部	A					
	B					
	C					
PC橋上部	A					
	B					
	C					
しゅんせつ	A					
	B					
	C					
塗装	A					
	B					
	C					

ランク		件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
法面処理	A					
	B					
	C					
上下水道	A					
	B					
	C					
	D					
清掃施設	A					
	B					
	C					
消雪	A					
	B					
	C					
機械設備	A					
	B					
	C					
通信設備	A					
	B					
	C					
造園	A					
	B					
	C					
さく井	A					
	B					
	C					
グラウト	A					
	B					
	C					

月別	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
件数												
合計金額(円)												
平均落札率(%)												

様式第 2号

入札方式別発注工事総括表

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

入札方式	全体	知事直轄	総務部	企画調整部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部	出納局	企業局	病院局	教育委員会	公安委員会
総件数														
(内訳)														
一般競争入札														
条件付一般競争入札														
指名競争入札														
随意契約														

(注) 予定価格 250万円以上のものは含まない。

入札方式別発注工事一覧表 (福島県入札制度等監視委員会提出用)

郵局名： _____
 期間： _____ 年 月 ~ _____ 年 月 契約分】

一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込 :円)	当初契約金額 (税込 :円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

条件付一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込 :円)	当初契約金額 (税込 :円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

指名競争入札 (予定価格 250万円超)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込 :円)	当初契約金額 (税込 :円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

随意契約 (予定価格 250万円超)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込 :円)	当初契約金額 (税込 :円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加 業者数

落札率は、小数点以下 2位未満の数値を切り捨てて記載すること。

「請負業者の地域」欄には、請負業者の属する地域を「管内」、「隣接 3管内」、「県内」又は「県外」の区分により記載すること。

「入札参加者数」欄には、失格又は無効な入札を行った者を含め、すべての入札参加者の数を記載すること。

抽出事案説明書

【担当部局名： 〃】

入札方式	一般競争入札方式 条件付一般競争入札方式
発注機関	
入札年月日	
工事名	
工事種別	
工事概要	
入札参加資格	
入札参加資格設定 の経緯及び理由	
入札参加資格確認申請者 (無資格者は×印)	
無資格理由の説明 (無資格者がある場合)	
予定価格 (税込 :円)	
入札の経緯及び結果	
当初契約金額 (税込 :円)	
請負業者名	
備考	

入札 (契約) 結果表を添付のこと

条件付一般競争入札の場合は、条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表を添付のこと

抽出事案説明書

【担当部局名： _____】

入札方式	指名競争入札方式
発注機関	
入札年月日	
工事名	
工事種別	
工事概要	
指名業者	(業者名) (所在地)
指名業者を選定した考え方	
予定価格 (税込 :円)	
入札の経緯及び結果	
当初契約金額 (税込 :円)	
請負業者名	
備考	

入札 (契約) 結果表を添付のこと

抽出事案説明書

【担当部局名: _____】

契約方式	随意契約
発注機関	
工事名	
工事種別	
工事概要	
随意契約の相手方	
随意契約の理由	
予定価格 (税込 :円)	
当初契約金額 (税込 :円)	
備考	

入札 (契約) 結果表を添付のこと

様式第7号

入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

	業者名	本社所在地	入札参加資格制限等の期間			入札参加資格制限等の理由	備考
			始期	終期	期間		

附則様式第1号

県発注工事の入札結果集計表

(対象工事:250万円超)

今回: 年 月 ~ 月 契約分

前回: 年 月 ~ 月 契約分

部局	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
知事直轄					
総務部					
企画調整部					
生活環境部					
保健福祉部					
商工労働部					
農林水産部					
土木部					
出納局					
企業局					
病院局					
教育委員会					
公安委員会					
総計					

入札方法	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般競争入札					
条件付一般競争入札					
公募型指名競争入札					
技術評価型意向確認方式指名競争入札					
希望工種反映型					
指名競争入札					
随意契約					
総計					

工種	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般土木工事					
舗装工事					
建築一式工事					
電気設備工事					
暖冷房衛生設備工事					
鋼橋上部工事					
PC橋上部工事					
しゅんせつ工事					
塗装工事					
法面処理工事					
上下水道工事					
清掃施設工事					
消雪工事					
機械設備工事					
通信設備工事					
造園工事					
さく井工事					
グラウト工事					
総計					

金額	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
5百万円未満					
1千万円未満					
3千万円未満					
5千万円未満					
1億円未満					
2億円未満					
3億円未満					
5億円未満					
15億円未満					
WTO案件未満					
WTO案件					
総計					

入札方式別発注工事総括表

(期間 年月日～ 年月日)

入札方式	全体	知事直轄	総務部	企画調整部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部	出納局	企業局	病院局	教育委員会	公安委員会
総件数														
(内訳)														
一般競争入札														
条件付一般競争入札														
公募型指名競争入札														
技術評価型意向確認方式指名競争入札														
希望工種反映型指名競争入札														
指名競争入札														
随意契約														

(注) 予定価格250万円以上のものは含まない。

入札方式別発注工事一覧表 (福島県入札制度等監視委員会提出用)

郵局名： _____
 期間： _____年 月 ~ _____年 月 契約分】

一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

条件付一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

公募型指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

技術評価型意向確認方式指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

希望工種反映型指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

指名競争入札 (予定価格250万円超)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加業者数

随意契約 (予定価格250万円超)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	請負業者 の地域	参加 業者数

落札率は、小数点以下2位未満の数値を切り捨てて記載すること。

「請負業者の地域」欄には、請負業者の属する地域を「管内」、隣接3管内、県内」又は「県外」の区分により記載すること。

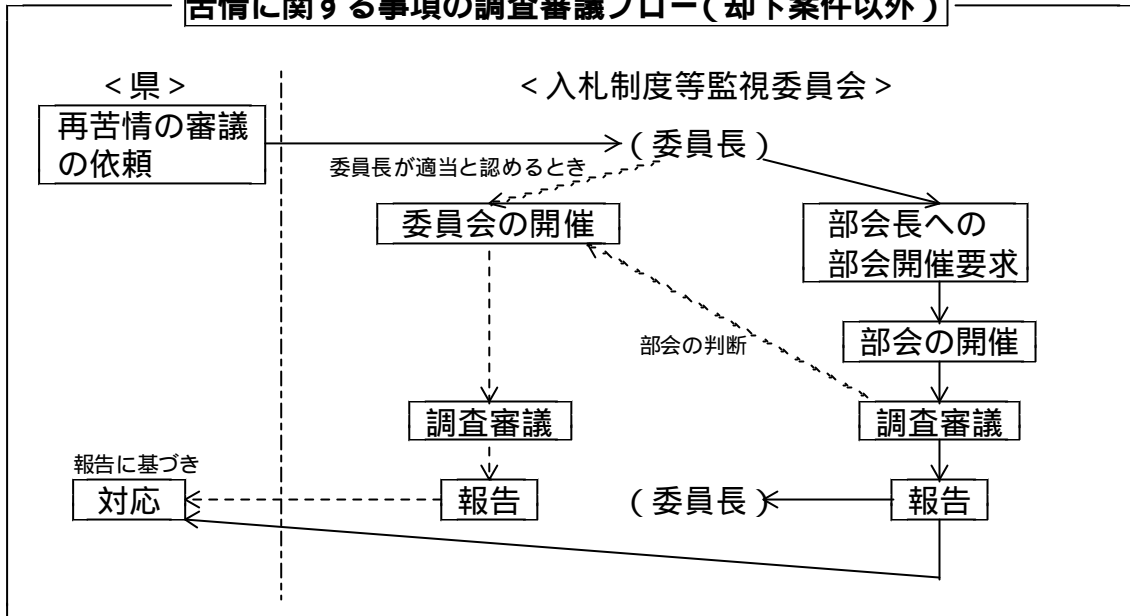
「入札参加者数」欄には、失格又は無効な入札を行った者を含め、すべての入札参加者の数を記載すること。

談合情報への対応状況 【福島県入札制度等監視委員会報告用】

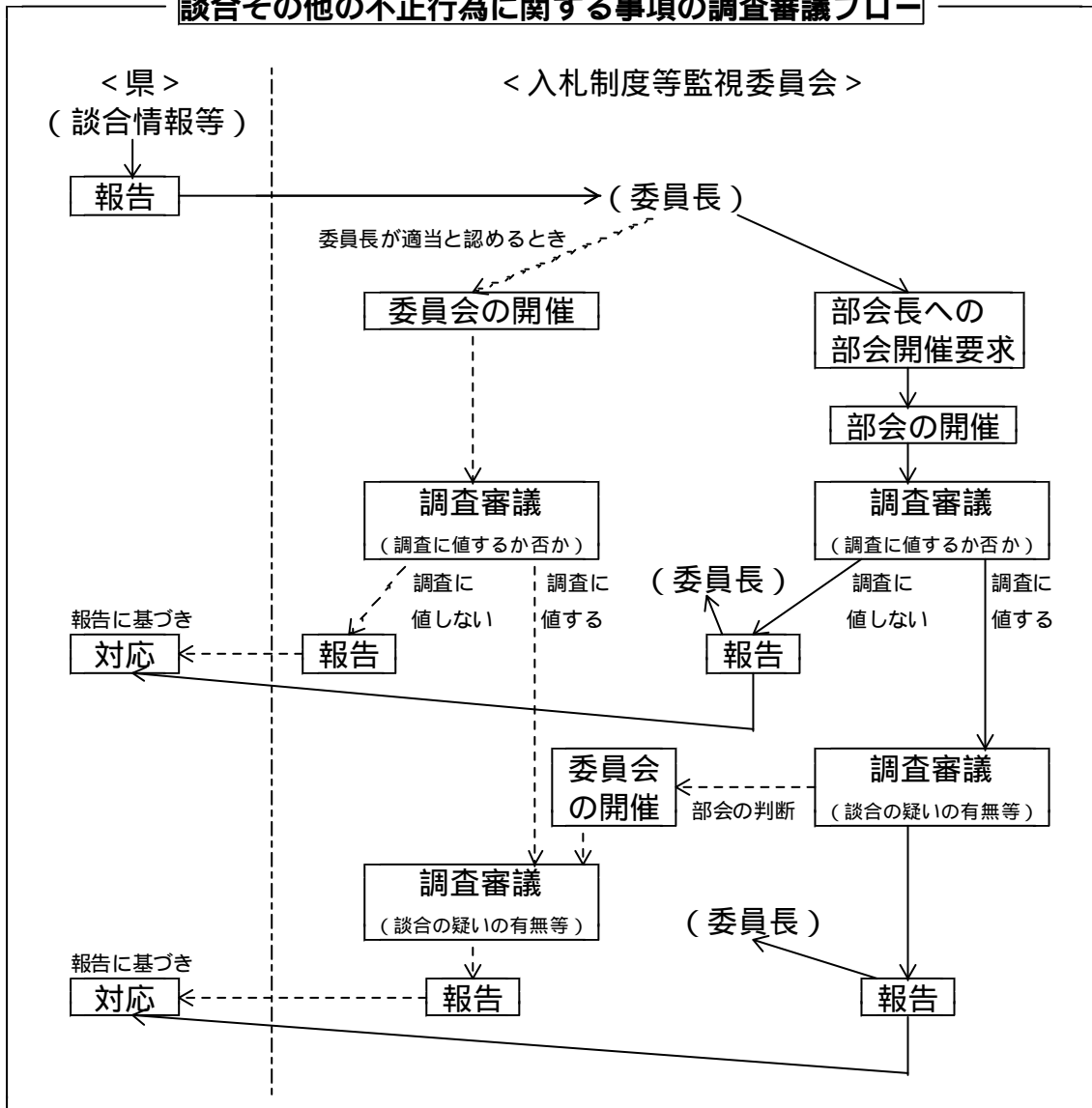
部局名： _____
 期間： _____ 年 月 ~ _____ 年 月 契約分】

工事の内容	談合情報の内容	処理結果	備考

苦情に関する事項の調査審議フロー（却下案件以外）



談合その他の不正行為に関する事項の調査審議フロー



(参考資料)

福島県入札制度等監視委員会規則

(部会)

第8条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員の定数は、6人以内とする。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

9 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領(抜粋)

(再苦情の申立ての方法)

第4条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、県の機関に対して、再苦情申立書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

(再苦情の審議の依頼)

第5条 県の機関は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに知事を経由して福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第7条 県の機関は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認めるときは、第4条の再苦情申立書を受付した日から7日以内にその申立てを却下することができる。

2 県の機関は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会において却下事案報告書(様式第2号)によりその概要を報告するものとする。

年 月 日

再 苦 情 申 立 書

(各入札執行権者又は工事成績評定者)

再苦情申立者

住所

氏名

印

申立対象工事	
申立事項	
申立ての根拠	

却下事案報告書

(福島県知事経由)
福島県入札制度等監視委員会 様

(各入札執行権者又は工事成績評定者)

印

再苦情対象工事	
再苦情の内容	
却下した理由	

再苦情申立書(様式第1号)その他却下した理由がわかる書類を添付すること。

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領（抜粋）

（再苦情申立て）

第8条 第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下に不服がある者は、知事に対して、入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書（別紙様式2）により、再苦情申立てをすることができる。

（第三者機関に対する審議依頼）

第9条 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立ての却下）

第11条 知事は、第8条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

2 知事は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会において、却下事案報告書（別紙様式3）により、その概要を報告するものとする。

入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書

年 月 日

福島県知事 あて

住 所

商号・名称

代表者氏名

?

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 8 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申立ていたします

記

1 申立てに係る措置

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

(備考) 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 参加資格制限 当該参加資格制限の期間内(第 4 条第 1 項の回答の翌日から当該入札参加資格制限の終期までの期間が 2 週間を下回る場合にあっては、第 4 条第 1 項の回答の翌日から 2 週間以内)

(2) 警告等 第 4 条第 1 項の回答の翌日から起算して 2 週間以内

却下事案報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会

福島県知事 印

再苦情対象措置	
再苦情の内容	
却下した理由	

入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書（様式2）及び却下した理由がわかる書類を添付すること。

福島県談合情報処理要領案（抜粋）

第2 対応方法

4 入札制度等監視委員会への報告

入札改革グループ参事は、速やかに談合情報を入札制度等監視委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告し、開札後の入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）又は委員会の部会（以下「部会」という。）の開催について委員長から指示を受けるものとする。

第3 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報があった場合

(4) 委員会への報告・説明

入札執行権者は、上記(1)から(3)までの分析結果とその分析結果に関する意見を付した談合情報報告書を予算主管グループ参事を經由して入札改革グループ参事に報告するものとする。

当該分析結果等が第2の5によるものである場合においては、入札改革グループ参事は、速やかに当該分析結果等を委員長に報告し、委員会又は部会の開催について委員長から指示を受けるものとする。

入札執行権者は、委員会又は部会において、談合情報等について説明するものとする。

2 入札執行後に談合情報があった場合

(1) 契約締結前の場合

契約権者は、直ちに契約締結の事務を保留し、第3の1(1)から(6)までの対応を取るものとする。この場合においては、「入札執行権者」を「契約権者」と読み替えるものとする。

(2) 契約締結後の場合

契約権者は、第3の1(1)から(6)までの対応を取るものとする。この場合においては、「入札執行権者」とあるのは「契約権者」と、第3の1(6)の「当該入札」とあるのは「当該契約」と、「入札無効」とあるのは「契約継続又は契約解除」と、「落札者決定」とあるのは「契約継続」とそれぞれ読み替えるものとする。

談合情報が工事に関するもので第3の1(6)イ(ア)に該当する場合には、必要に応じて当該工事の施工中断を指示することができるものとする。